独立監査人の監査報告書

令和元年６月２０日

学校法人　ＭＧＬ学園
　理事会　御中

嘉徳公認会計士共同事務所

公認会計士　鈴木祥浩

公認会計士　千田三義

私たちは、私立学校振興助成法第１４条第３項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年３月22日付け群馬県告示第９１号に基づき、学校法人ＭＧＬ学園の平成３０年度（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正または誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）に準拠して、学校法人ＭＧＬ学園の平成３１年３月３１日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査結果報告書

平成30年度学校法人ＭＧＬ学園の業務終了に伴う監査の結果

（１） 学園業務の運営は適正に行われたことを認める。

（２） 会計については金銭等の処理は明瞭であり、諸帳簿、諸証票も正確に整理されており金銭保管状況極めて適正であると認める。

令和１年５月14日

監　事　磯貝広明　㊞

監　事　金子信一　㊞